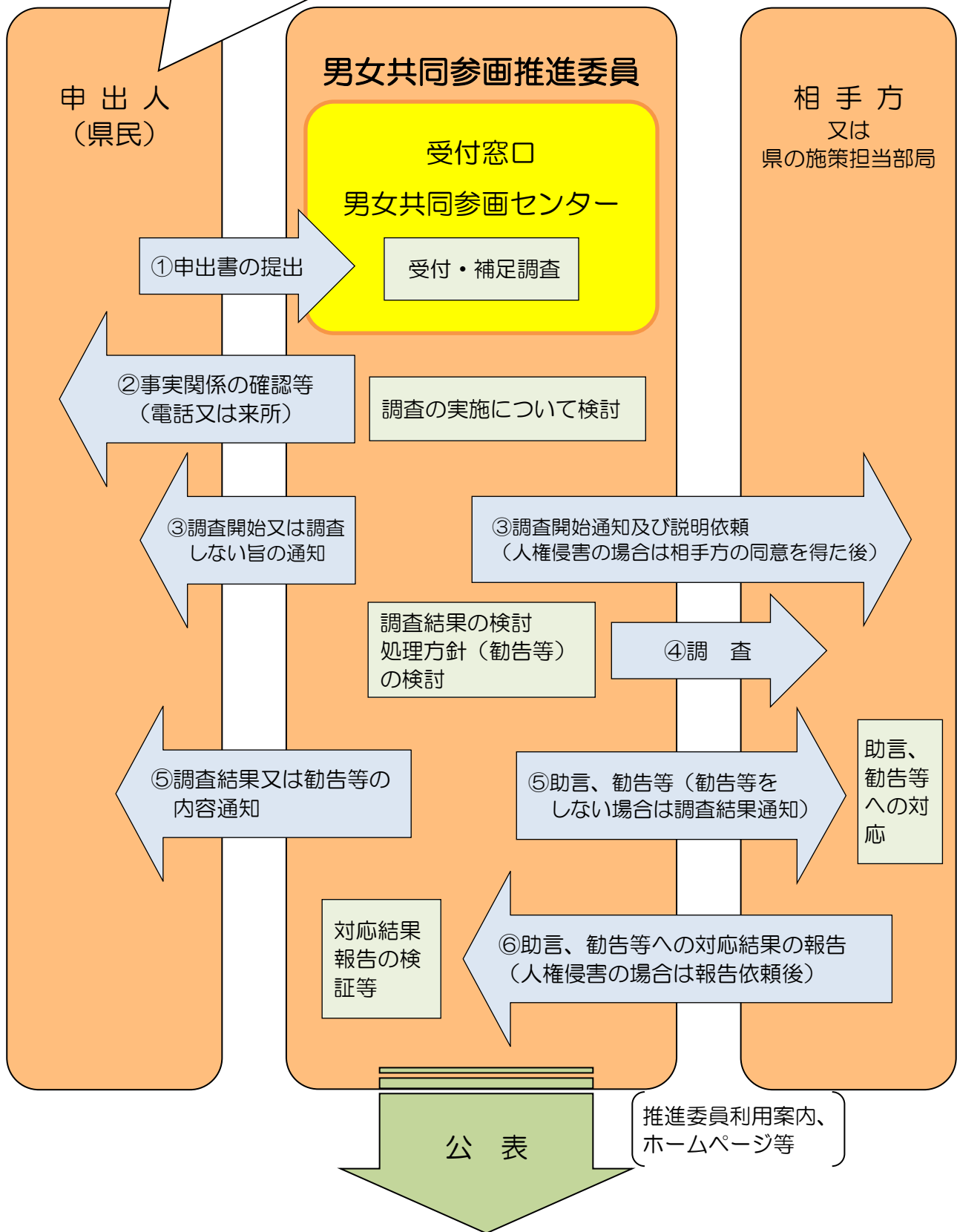


愛媛県男女共同参画推進委員制度 処 理 の 流 れ

○県の施策について男女共同参画の観点から苦情がある場合
○性別による差別的取扱いなどにより人権が侵害された場合



平成29年度に申出があった事例の対応状況

愛媛県男女共同参画推進委員

○ 県の施策に対する苦情

申出の趣旨	愛媛県環境政策課が実施した「温泉でほっ！とシェアキャンペーン」は、愛媛県男女共同参画推進条例第3条、第6条、第7条、第15条に照らして問題がある。
検討結果等	<p>調査の結果、次のとおり申出人に通知しました。</p> <p>環境政策課が企画提案コンペで採択した事業者に委託実施した「温泉でほっ！とシェアキャンペーン開催業務」は、愛媛県男女共同参画推進条例の趣旨に反し、男女共同参画の推進を阻害するものとは言えないことから、勧告等を行わないこととしました。</p> <p>なお、調査の過程において、受け手のイメージに関するより高度な配慮や、多様性を反映させるきめ細やかな配慮の必要性について、環境政策課の今後の十分な配慮努力を確認するとともに、調査結果を環境政策課へも通知していることを申し添えます。</p>